

栃木県収容動物譲渡実施要領

1 目的

この要領は、命ある動物の生存の機会を拡大するとともに、県民への動物愛護精神の醸成を目的として、栃木県動物愛護指導センター（以下「センター」という。）が行う収容動物の譲渡に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 譲渡対象動物

譲渡の対象とする動物は、センターが次項に掲げる収容・保管している動物であって、譲渡対象動物選定基準（別表第1）により、センター所長が譲渡に適合すると判断した動物とする。ただし、子犬譲渡事業の子犬、モデル犬は除く。

- (1) 栃木県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年10月1日栃木県条例第28条、以下「動愛条例」という。）第6条第1項の規定に基づき捕獲、抑留した犬であって、同条第4項に定める期間を経過したもの。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号、以下「動愛法」という。）第35条第1項及び第2項に基づき収容したものであって、センター所長が適当と認めたもの。
- (3) 同法第36条第2項の規定に基づき収容した動物であって、所有者が判明しないもの。
- (4) 上記以外の事由によりセンターが収容した動物であって、センター所長が適当と認めたもの。

3 譲渡対象者の区分

譲渡の対象とする者（以下「譲渡対象者」という。）は、その様態により、次のとおり区分し譲渡する。

- (1) 自宅等で自ら飼養することを目的として譲渡を希望する個人（以下「個人飼養者」という。）
- (2) 新たな終生飼養者を探すことを目的として譲渡を希望する個人、任意の団体、動物愛護団体、その他の法人等の団体（以下「団体等」という。）

4 譲渡対象者の要件

(1) 個人飼養者の場合

- ① 次に掲げる法令等を遵守する意志がある者であって、現に違反しておらず、11に規定するセンターが実施する講習会を修了し、譲渡後の動物（以下「譲渡動物」という。）を適正に飼養管理できるとセンター所長が判断した者。
 - (ア) 動愛法
 - (イ) 狂犬病予防法
 - (ウ) 動愛条例
 - (エ) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
- ② 原則として県内に在住し、かつ、その居住場所において適切に飼養管理できる成人。
- ③ 不妊去勢手術を実施し、終生飼養できる者。
- ④ 飼養に関して同居する家族全員の同意がある者。
- ⑤ 適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。

(2) 団体等の場合

- ① 個人及び団体の代表者が次に掲げる法令等を遵守する意志があり、現に違反しておらず、新たな終生飼養者探しを非営利活動として行っている、又は行う予定の団体等であること。
 - (ア) 動愛法
 - (イ) 狂犬病予防法
 - (ウ) 動愛条例
 - (エ) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
- ② 原則として個人及び団体の代表者は、成人であること。
- ③ 個人及び団体の代表者は、県内に居住し、団体等の主な活動地域が県内であること。
- ④ 譲渡動物の保管にあたり、適正に飼養できる環境を有し、飼養場所が集合住宅又は借家の場合、動物の飼養が承認されていることが、規約・賃貸契約書の写し等に

- より、確認できること。同時に近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。
- ⑤ 譲渡動物を保管する団体等は、11 に規定するセンターが実施する講習会を修了しているとともに、新しい飼い主に対して、譲渡する対象動物を適正に飼養するために必要な知識等を教示する方法を明らかにしていること。
 - ⑥ 動物の愛護と適正飼養の趣旨を理解し、センターが行う動物愛護事業に協力的であり、かつ、センターの譲渡事業に誤解を招き、支障をきたす行為は行わない個人または団体であること。
 - ⑦ 個人及び団体の代表者が、次のいずれにも該当していないこと。
 - (ア) 過去に動愛法、狂犬病予防法及び動愛条例に基づく処分があった場合は、処分のあった日から2年を経過していない者。
 - (イ) 本要領の規定により登録を取消されたことがあった場合は、取消された日から2年を経過していない者。
 - ⑧ 新たな終生飼養者へ譲渡した動物についての責任は、団体等が負うことを了解していること。

5 譲渡の申込み及び承認

(1) 個人飼養者の場合

- ① 譲渡を希望する個人は、「動物譲渡申込書（個人）」（様式第1号）に「誓約書（個人）」（様式第2号）を添付して、センター所長に提出しなければならない。
- ② センター所長は、提出された申込書等について、4-（1）に規定する要件に適合するか、審査を行うものとする。
- ③ センター所長は、審査の結果、譲渡対象者の要件に合致すると判断した場合は、譲渡することができる。

(2) 団体等の場合

- ① 譲渡を希望する団体等は、「団体等登録申請書」（様式第3号）に「誓約書（団体等）」（様式第4号）を添えてセンター所長に申請し、あらかじめ登録を受けておかなければならない。
- ② センター所長は、提出された申請書等について、4-（2）に規定する要件に基づき審査を行い、「登録証」（様式第5号）を交付するものとする。この場合、センター所長は、必要に応じ、センター職員に当該申請団体等の活動場所等に立ち入りをさせ、必要な調査を行わせることができる。
- ③ 登録を受けた団体等は、譲渡を希望するごとに、「動物譲渡申込書（団体等）」（様式第6号）により、センター所長に申し込むものとする。
- ④ 個人で活動する団体等については、8に基づく譲渡完了報告書の提出以後において、センター所長へ新たに譲渡の申し込みを行うことができる。
- ⑤ 登録の有効期限は、登録した日から起算して3年間とする。
- ⑥ 登録を受けた団体等は、登録の申請事項に変更があった場合は、登録事項変更届出書（様式7号）により速やかにセンター所長に届け出なければならない。

6 登録の取り消し

センター所長は、登録を受けた団体等が、センター所長との誓約を反故にしたと判断された場合は、登録を取り消すことができる。

7 譲渡場所

動物の譲渡は、原則として、センターで行うものとする。

8 譲渡完了の報告

センター所長から譲渡を受けた団体等は、当該動物を第三者へ譲渡が完了したときは、速やかに「譲渡完了報告書」（様式第9号）によりセンター所長あて報告をしなければならない。

9 譲渡後の調査等

- (1) センター所長は、必要に応じ、団体等に対し、譲渡後の飼養管理状況等について報告を求め、又は、センター職員をして立入調査、指導を行うことができる。
- (2) センター所長は、前項の指導に従わず、なおも登録団体の飼養管理等が著しく不適切と判断した場合、当該団体等への譲渡を中止することができる。
- (3) センター所長は団体で活動する団体等に対し、1年ごとに1回以上、様式第10号

により譲渡実績報告を求めることができる。

10 譲渡費用

動物の譲渡に際しての費用は、必要に応じて別に定める。

11 その他

センターが実施する講習会等は、次のとおりとする。

- (1) 犬の譲渡を希望する場合
譲渡事前講習会「犬も友達！わんわん教室」
- (2) ねこの譲渡を希望する場合
譲渡事前講習会（猫編）

附則

- 1 この要領は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 24 年 1 月 15 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

誓約書(個人)

平成 年 月 日

栃木県動物愛護指導センター所長 様

〒
住 所
氏 名 印 (年齢 才)
電話番号
他連絡先(携帯電話)

私は、本日貴センターから下記の動物(犬・ねこ)を譲り受けました。
なお、次の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 私の家族は、この動物を飼うことについて全員同意しており、また動物を飼うのに支障のある環境ではありません。
- 2 動物を家族の一員として大切にし、適切なしつけを実施し、餌や水や運動する機会を怠ることなく適正に与え、健康管理に努めることをお約束します。
- 3 動物の不妊または去勢手術を適切な時期に行い、不幸な命を1頭でも出さないように努めます。
- 4 犬にあつては鑑札、注射済票の装着をします。また、動物には名札、マイクロチップの装着等を実施し、所有明示を確実にを行います。
- 5 動物の本能、生理を理解し、終生飼養します。
- 6 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、栃木県動物の愛護及び管理に関する条例等の法令を遵守し、模範的な飼い主になるよう常に努力します。
- 7 万一、譲り受けた動物にやむを得ない事態が起きたときには、直ちに貴センターに相談するとともに、責任を持って対処し、動物を不幸にはいたしません。
- 8 譲渡を受けた後、譲り受けた動物の問題行動に起因し、または病気等の隠れた瑕疵が判明した場合、損害は請求しません。
- 9 貴センターで開催される譲渡会事前講習会を速やかに受講し、適正飼養の知識の習得に努めます。
- 10 動物の本来の飼い主が判明した場合には、その飼い主に返還します。
- 11 貴センターが今後実施する譲渡動物に関する調査等に積極的に協力します。

記

動物種 : 犬 / ねこ	品種 :	毛色 :
性別 :	Stage: 成 / 幼	年齢 :
抑留犬にあつては管理番号 :		
備 考		

団体等登録申請書

年 月 日

栃木県動物愛護指導センター所長 様

〒
住 所

申請者名

印

(団体にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号

動物譲渡実施要領5-(2)-①の規定により、誓約書を添えて登録申請します。

記

活動範囲	
事業所名	
飼養施設所在地	
飼養環境	<input type="checkbox"/> 一戸建て (持ち家 ・ 借家) <input type="checkbox"/> マンション等の集合住宅 (飼養可 ・ 飼養不可) <input type="checkbox"/> その他 ()
譲渡希望動物種 (収容可能頭数)	<input type="checkbox"/> 成犬 (頭) <input type="checkbox"/> 子犬 (頭) <input type="checkbox"/> 子ねこ (頭)
提携動物病院名	

- [添付書類]
- 定款又は規約
 - 団体の会員名簿
 - 集合住宅にあってはその管理規約
 - 飼養施設の周辺地図
 - 飼養施設の平面図
 - 譲渡事業にかかる会計記録、団体等の決算報告等
 - 健康管理の項目 (ワクチン、駆虫等)
 - 譲渡に係る資料 (講習会資料、譲渡方法について)
 - 過去1年間の譲渡実績資料

誓 約 書 (団体等)

年 月 日

栃木県動物愛護指導センター 所長 様

〒
住 所

申請者名 印

(団体にあつては名称及び代表者氏名)

電話番号

私は、動物譲渡実施要領に基づく登録を受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、栃木県動物の愛護及び管理に関する条例等の法令を遵守します。
- 2 譲渡対象動物の保管にあたり、適正に飼育できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼしません。
- 3 当方の譲渡事業は営利目的ではありません。
- 4 譲渡する動物を適正に飼養するために必要な指導（所有明示、不妊去勢手術、終生飼養等）を飼養者に対し実施いたします。
- 5 動物譲渡実施要領中、譲渡団体等に係わる事項を遵守します。
- 6 譲渡を受けた動物の問題行動、病気等の隠れた瑕疵が判明した場合においても栃木県及び栃木県動物愛護指導センターに対してその責任を一切問いません。
- 7 譲渡を受けた動物の飼養が困難となった場合においても責任をもって対処し、栃木県動物愛護指導センターへ動物の引取りを依頼するようなことはいたしません。
- 8 新しい飼養者が決定し、動物の飼養に関する指導をした場合は、速やかに譲渡完了報告書を送付します。
- 9 譲渡後に元の飼養者が判明した場合は、その責任について栃木県及び栃木県動物愛護指導センターに対して責任を問わず、三者間で協議の上、飼養者を決定いたします。
- 10 栃木県動物愛護指導センターが行う動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を理解し、協力するとともに、センターの譲渡事業に誤解を招き、支障をきたす行為は行いません。
- 11 本誓約書内容を遵守していないことが明らかになった場合、栃木県動物愛護指導センターから譲渡の中止又は登録の取り消しをされても不服申し立ていたしません。
- 12 その他、譲渡に関し、栃木県動物愛護指導センターの指示に従います。

登録証

動愛七第 号
平成 年 月 日

(申請者氏名) 様

栃木県動物愛護指導センター所長名

栃木県収容動物譲渡実施要領 5 - (2) に基づき、下記のとおり登録します。

記

1. 事業所名
2. 飼養施設所在地
3. 譲渡可能動物種 (頭数)
4. 登録の年月日
平成 年 月 日
5. 有効期限の末日
平成 年 月 日
6. 備考

動物譲渡申込書（団体等）

年 月 日

栃木県動物愛護指導センター所長 様

〒
住 所

申請者名 (印または自筆[※])

(団体にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号

下記のとおり、動物を譲り受けたいので、動物譲渡実施要領 5 - (2) - ③の規定により
申し込みます。

記

動物種 (成犬 / 子犬 / 子ねこ)	頭数

*成犬は、管理番号を記載する。

登録事項変更届出書

年 月 日

栃木県動物愛護指導センター所長 様

住 所 〒

申請者名

㊞

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

登録事項の変更がありましたので、要領5-(2)-㊞の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変 更 年 月 日	年 月 日
2 変更した登録事項	<input type="checkbox"/> 事業所の名称及び飼養施設所在地 <input type="checkbox"/> 代表者（申請者）の氏名、住所及び電話番号 <input type="checkbox"/> 譲渡希望動物種及び収容可能頭数 <input type="checkbox"/> 会員の住所、氏名 <input type="checkbox"/> その他
3 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
4 備 考	

登録取消し通知書

年 動愛セ 号
月 月 日

登録団体等の長 様

栃木県動物愛護指導センター所長

年 月 日付けで譲渡団体として登録をしましたが、下記の理由により登録を取り消します。

記

- 1
- 2
- 3

譲渡完了報告書

栃木県動物愛護指導センター所長 様

団体等名称

印

所在地

(代表者氏名)

センターからの 譲渡年月日	動物種 (管理番号)	性別	譲渡先		指導事項							譲渡年月日	備考	
			氏名	住所(飼養場所)	飼養環境 の確認	狂犬病 登録*	狂犬病 注射*	所有明示	不妊去勢 手術	終生飼養	しつけ方 *			室内飼養 **

* 犬を譲渡した際の指導事項
** 猫を譲渡した際の指導事項

様式第 10 号

譲渡実績報告書

年 月 日

栃木県動物愛護指導センター所長 様

〒
住 所

申請者名 (印または自筆*)
(団体にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号

登録期間中 (年 月 日から 年 月 日まで) の譲渡実績は下記のとおりです。

記

センターより譲渡を受けた動物		実 績		
		譲 渡	飼育中	死亡
犬	成犬 (頭)	頭	頭	頭
	子犬 (頭)	頭	頭	頭
子ねこ (頭)		頭	頭	頭